

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年9月17日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：エチオピア国持続的な BDS 強化プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称 : エチオピア国持続的なBDS強化プロジェクト

調達管理番号 : 25a00218

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者で行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年9月17日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：エチオピア国持続的なBDS強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年12月～2028年12月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2025年12月～2027年4月

第2期：2027年5月～2028年12月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

(第1期)

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

（第2期）

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の28%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。

（6）部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年度（2026年2月頃）

2) 2026年度（2027年2月頃）

3) 2027年度（2028年2月頃）

2. 担当部署・日程等

（1）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（2）事業実施担当部

経済開発部 民間セクター開発グループ第二チーム

（3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 9月 22日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 9月 24日 12時まで
3	質問への回答	2025年 9月 29日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2025年 10月 10日 12時まで
5	プレゼンテーション	無し
6	評価結果の通知日	2025年 10月 22日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

		(申込先 : https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ※2023年7月公示から変更となりました。
--	--	--

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/6i8E9XE43U>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下のJICAウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章3. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

⑤ 別提案書（第3章3. (2) に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達

部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書(第3章3.(2)に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章3.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点有の場合は加点後の評価点)について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- ☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	活動1-2について、MoLSとMoIが継続的に運用可能な MSMEsカウンセラー制度の仮説、及びその仮説を検証し制度構築・運用するための、本事業の中での方法（進め方）	第3条2.（5）持続的にBDS提供を実施するための活動、及び第4条2.（1）①

2	活動2-2について、MSMEsカウンセラー向けマスタートレーナー及びMSMEsカウンセラーのリフレッシュ研修の内容と実施方法	第4条2. (1) ②
3	活動2-3について、MSMEsカウンセラー養成研修の内容と実施方法	第4条2. (1) ②
4	活動3-3・4について、BDSの広域展開に有効な活動及びツール	第4条2. (1) ③

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- ☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2024年7月
- ・ RD署名：2025年7月16日

☒別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの実施方針

エチオピア国「企業の成長を目的としたBDS強化プロジェクト（2017年～2023年）」（以下、「前フェーズ」。）では、ビジネス開発サービス（Business Development Service。以下、「BDS」。）提供モデル普及のための支援を、アディスアベバ市内の3 サブシティ及び6 woreda²を対象に展開した。本プロジェクトでは、同様の支援をアディスアベバ市全域に展開していくことを主軸とし、①前フェーズで構築したBDS提供モデルの強化（MSMEsカウンセラー、コンサルタント、教材、簡易診断ツール（Quick Diagnosis Tool。以下、「QDT」。）等の改良）（成果1）、②BDS提供モデルのアディスアベバ市内での広域展開（成果2）、③BDS提供モデルの持続性強化及び全国展開の方策策定（成果3）を実施する。

成果3について、地方都市でのBDS普及支援を本プロジェクトでも実施することを、エチオピアの複数の関係者から要望されている。他方、地方都市での活動は安全管理上の制約があるため、本プロジェクトでは地方展開のためのツールや制

² 対象地域は、Akaki Kality サブシティ及びworeda 2・6、Bole Sub-city及びworeda 5・7、Nefas Silk-Laft サブシティ及びworeda 8・13。

度の開発・導入を中心に支援し、それらを活用してエチオピア側関係者が自発的にBDSの地方展開を実施することを想定する。

(2) エチオピア側の実施体制

本プロジェクトでは労働技能省 (Ministry of Labor and Skills: MoLS) と工業省 (Ministry of Industry: MoI) の2省を実施機関とする。その他の関係機関も含めた実施体制は、以下のとおり。

行政レベル	MoLS傘下の組織	MoI傘下の組織
中央	<u>起業家開発庁 (Ethiopia Entrepreneurship Development Institute。以下、「EDI」。</u>) 製造業を含む全セクターの零細企業及び非製造業の中小企業への支援を展開。前フェーズで構築したMSMEsカウンセラー認証制度やQDTを管理している。	<u>エチオピア企業開発庁 (Ethiopia Enterprise Development。以下、「EED」。</u>) 零細を除く製造業の中小企業への支援を展開。
アディスアベバ市	アディスアベバ市労働技能局	アディスアベバ市産業開発局
サブシティ	各サブシティの労働技能局	<u>各サブシティの産業開発局</u> MSMEsカウンセラーが配置され、管轄区域内の企業（零細を除く製造業の中小企業）の相談窓口となっている。
Woreda	<u>One Stop Service Center (以下、「OSSC」。</u>) MSMEsカウンセラーが配置され、管轄区域内の企業（製造業を含む全セクターの零細企業及び非製造業の中小企業）の相談窓口となっている。	

上表のとおり、OSSCが製造業を含む全セクターの零細企業及び非製造業の中小企業へのBDS提供のフロントライン、サブシティの産業開発局が零細を除く製造業の中小企業へのBDS提供のフロントラインとなっている。

なお、本プロジェクトはMoLSより要請されたものであるが、MoI及びその傘下のEEDからの本プロジェクト参画への強い要望を踏まえ、下表のとおり両省を同格とする実施体制となる。したがって、受注者はプロジェクトの運営及び各活動の方針について両省と協議した上で実施する。

	MoLS	MoI
Project Director	State Minister	State Minister
Project Manager	CEO of EDI	CEO of EED
Deputy Project Manager	Lead CEO of Jobs, Creation and Expansion Desk	Lead CEO of Capacity Development, EED

(3) 支援対象企業と所掌範囲

実施機関2省の支援対象となる企業は、公的には以下のとおり分類されている。

【所掌範囲】

MoLS：非製造業全般（零細中小企業）及び製造業の零細企業

MoI：製造業の中小企業

ただし、実際には上記の所掌に拘らずにBDSを提供しているとの情報がある他、本プロジェクトではMoLSとMoIの両方が実施機関となることから、産業や企業規模に関わらず、両省及びその傘下の組織の活発な連携を促す。

また、前フェーズで支援したMSMEの85%が製造業であったが、本プロジェクトでは非製造業企業の割合が増加することが予想される。他方、前フェーズで作成したカウンセラー及びコンサルタント研修の教材や技術ガイドラインは製造業向けの色彩が強いため、本プロジェクトではサービス業等の非製造業企業にも対応できるように教材・ガイドラインを改良する³。

(4) BDSPs による連携促進

前フェーズ終了後、BDS提供者（BDS providers。以下、「BDSPs」。）による会合やイベントの開催は特に確認されていないが、関係者間の活発な交流や情報交換のため、同様の会議・イベントの実施を望む声が複数の関係者から寄せられた。他方、本事業ではアディス市全域にBDS提供モデルを拡大することから関係者数が膨大になり、会合開催の調整が困難になることが予想される。本事業にお

³ 前フェーズで開発したQDT(後述)は、非製造業企業の経営診断にも対応できる仕様となっている。

いてもBDSPs Networkによる会合を実施する場合は、関係者を地域等で分割して開催する、オンラインでの開催とする等の工夫を検討する。

また、特に職業・技術教育訓練（Technical and Vocational Education and Training。以下、「TVET」。）機関が、OSSC、サブシティ、EDI、EED等、様々な機関と連携してサービス提供を行っている。本プロジェクトでもTVET機関を中心としたBDSPs同士の連携を促進した上で、プロジェクト終了後の関係者の交流・協力の継続に関する具体的な取り組みを検討する。

（５）持続的に BDS 提供を実施するための活動

前フェーズ終了後、OSSCやサブシティ産業開発局では継続的に企業へのBDS提供が行われている。他方、育成したMSMEsカウンセラーの離職や他業務への配置換え、他地域への転勤等によりMSMEsカウンセラー資格を持つ担当者が自然減となっている。後任のBDS担当者はカウンセラー研修等、BDS提供に係る訓練を受けていない。また、前フェーズで整備したMSMEsカウンセラーの研修と認定試験（認証制度はEDIが管理）が１度しか実施されていないため、MSMEsカウンセラー資格を取得する機会がない。OSSC及びサブシティ産業開発局においてMSMEsカウンセラー資格の取得は義務化されておらず、同資格の有無で提供できるサービスに差があるかはわからない状態。同資格の有無で待遇も変わらないので、資格取得することにインセンティブがない状態となっている。

また、OSSCの担当者はMSMEを訪問する際の交通費や通信費が支給されていない、サブシティ産業開発局も含めて、QDTを使用するためのタブレットが支給されていない等の制約下で業務を実施している職員がほとんどである⁴。

本プロジェクトにおいては、現在はEDIが管理しているMSMEsカウンセラー認証を各OSSCやサブシティ産業開発局でも付与できるようにする等、MSMEsカウンセラー育成の研修と認証取得のハードルを下げることで、認証カウンセラーの増加及びカウンセラー認証制度のアディスアベバ市内の普及拡大を目指す。さらに、認証カウンセラーのインセンティブ制度を創設し、表彰制度や優秀者の昇格等の仕組みを作ることを検討する。

なお、MSMEsカウンセラーの活動に必要な交通費、通信費等の必要経費とデバイスの確保等は引き続き課題であり、労働技能省、工業省、アディスアベバ市と可能な対応を検討、協議していく必要がある。

（６）BDS のデジタル化促進

⁴ WEDPが各OSSCに配置するカウンセラーにのみ、タブレットと交通費（毎月1,500ETB）がWEDP事務局から支給されている。

本プロジェクトではBDS提供に関するデータの蓄積やモニタリング、広域展開をスムーズに行うためのデジタルツールの開発・導入について検討する。前フェーズではMSMEsカウンセラーが支援対象の企業の経営実態を把握し、適当なBDSPsからの支援につなげるためQDTを開発した。あわせて、活用可能なBDSPや金融機関をMSMEsカウンセラーが参照するためのディレクトリの開発を支援した。本プロジェクトにおいては、QDTの改良やMSMEsが活用可能なツールの開発を行う⁵。なおその際は、エチオピアの通信環境やMSMEsカウンセラーの使用可能なデバイス等の状況を考慮した対応を行う必要がある⁶。

（7）他の JICA 事業との連携

本プロジェクト実施の中で、他のJICA事業との連携を図る。「企業競争力強化のための包括的支援体制構築プロジェクト」（2021年～2026年）、及び「カイゼン広域普及」（2025年度派遣予定）⁷の実施機関であるカイゼン・エクセレンス・センター（Kaizen Excellence Center: KEC）は、中規模以上の製造業企業へのカイゼン・アプローチ⁸に係るコンサルティングや、MSME支援担当のTVET職員向けの研修（training of trainers: ToT）を実施している。同センターは企業規模や産業（非製造業を含む）に関わらずサービス提供が可能であることを確認済みであることから、本プロジェクトにおいても、同センターのコンサルタント等を通じた連携の可能性を検討する。また、工業省に対して実施している「全国工業運動の実施を通じた製造業競争力強化プロジェクト」（2024年～2028年）とも連携する。

他にも同国では、観光開発計画の策定と観光プロモーションに関する観光省の能力強化を目的とする「観光振興アドバイザー業務」を実施中（2023年～2026年）。また、革新・技術省を実施機関としてスタートアップエコシステムの構築支援を行う「スタートアップエコシステム強化プロジェクト」を実施予定（2025年～2028年）。観光、スタートアップ各領域に従事する人材へのBDS提供等、両事業と本プロジェクトの連携可能性を模索する。

⁵ システムの開発等大規模なものではなく、簡単なツールの開発を想定する。

⁶ エチオピアの多くのMSMEsではWi-Fi等の通信設備が整備されていないことを考慮し、前フェーズではスマートフォンまたはタブレットを使用し、オフラインで診断可能な仕様とした。また、前フェーズ終了後、EDIがQDTの多言語化を実施した。

⁷ 個別専門家。長期専門家：TICAD産業人材育成センター運営改善補助、国内・海外向け研修支援、調整業務。短期専門家：カイゼン・エクセレンス・センターのCoE戦略策定及び研修センター運営能力強化、周辺国へのカイゼン・アプローチ普及に係る業務を担当する予定。

⁸ 品質・生産性向上を目指す狭義の「カイゼン」だけでなく、「経営管理分野」（会計、人材管理、マーケティング、戦略策定、経営管理、クリティカルシンキング）を含む。

（８）他の開発パートナーとの連携

エチオピアのMSME支援分野で協力を提供している下記の開発パートナーを中心に、本プロジェクトとの効果的な連携を検討する。

- ・ ドイツ国際協力公社（GIZ）は、「Private Sector Development in Ethiopia: PSD-E（2020～2024 年）」において BDSPs の能力強化を実施した。また、同事業では MSME 向けコンサルタントによるネットワーク「Ethiopian Business Advisory Service Providers Association: EBASPA」の設立を支援した。同ネットワークの主なメンバーは有償でのサービス提供を基本とする民間コンサルタントであり、公的人材による無償での BDS 提供を支援する本事業とは相互補完的な連携が期待できる。
- ・ 世界銀行は「女性起業家支援事業（WEDP）」を通じて、エチオピア 20 都市で女性事業者に対する融資の紹介や経営指導を実施した。前フェーズでは WEDP 職員に対してもコンサルタント養成研修等を実施しており、前フェーズ終了後は同事務局が独自にカウンセラーを養成し、サービスの窓口として活用している。
- ・ Mastercard 財団は「Sustainable Employment through Entrepreneurship and Enterprise Development: SEED（2023～2028 年）」において、製造業、アグロビジネス、農産品加工分野を対象に、若年層の起業・雇用創出を目的として TVET 機関の能力強化や金融アクセス向上等を支援している。

第４条 業務の内容

１．共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

２．本業務にかかる事項

（１）プロジェクトの活動に関する業務

① 成果１に関わる活動

活動１-１：MoLSとMoIがアディスアベバ市の前フェーズパイロット地域及び他の地域におけるMSMEsカウンセラー及びBDS提供の状況を調査・分析する。

活動１-２：MoLSとMoIが継続的に運用可能な⁹MSMEsカウンセラー制度の計画を策定する。

活動１-３：MoLSとMoIがMSMEsコンサルタント制度の改良計画を策定する。

活動１-４：MoLSとMoIがBDSPsネットワークの改良計画を策定する。

⁹ MoLSとMoIが継続的に運用可能な MSMEsカウンセラー認証制度及び評価の方法（育成制度の簡素化や認証制度の資格付与を柔軟にすること等）を含む、MSMEsカウンセラー制度の仮説、及びその仮説を検証し制度構築・運用するための、本事業の中での方法（進め方）をプロポーザルにて提案してください。

活動1-5：MoLSとMoIがMSMEsカウンセラー用ツールを改良・開発する（QDT、BDSPsディレクトリ、金融機関ディレクトリ等。非製造業向け対応への改良を含む）。

活動1-6：活動1-1～1-5の結果に基づき、MoLSとMoIがBDS提供モデルを改良する。

活動1-7：MoLSとMoIがアディスアベバ市と連携し、改良されたBDS提供モデルの実施体制を強化する。

② 成果2に関わる活動

活動2-1：活動1-1に基づき、MoLSとMoIがアディスアベバ市と連携し、BDS提供モデルをアディスアベバ市全域へ拡大する計画を策定する。

活動2-2：MoLSとMoIがアディスアベバ市と連携し、前フェーズで育成されたMSMEsカウンセラー向けマスタートレーナーを任命し、リフレッシュ研修を実施する。¹⁰

活動2-3：MoLSとMoIがアディスアベバ市と連携し、OSSC及びサブシティのBDS提供担当職員に対してMSMEsカウンセラー養成研修¹¹を実施し、参加者の評価と認定証の発行を行う。

活動2-4：MoLSとMoIがアディスアベバ市と連携し、認定を受けたMSMEsカウンセラーによるMSMEs向けBDS提供を支援する。

活動2-5：MoLSとMoIがアディスアベバ市と連携し、MSMEsカウンセラーによるBDS提供のモニタリングとデータ収集を行う。

活動2-6：活動2-5に基づき、MoLSとMoIがアディスアベバ市と連携し、次年度のBDS提供の年間活動計画を作成する。

活動2-2及び活動2-3に関する現地研修の想定規模等は以下のとおりだが、効果的な実施方法について提案を受け付ける。

目的	MSMEsカウンセラー養成のためのマスタートレーナー及びMSMEsカウンセラー向けリフレッシュ研修
実施回数	1～2回（バッチ制）
対象者	前フェーズで認定したマスタートレーナー（52名）、及び

¹⁰ 活動2-2について、MSMEsカウンセラー向けマスタートレーナー及び在職中のMSMEsカウンセラーのリフレッシュ研修の想定は次頁の表のとおり。効果的な研修の内容と実施方法についてプロポーザルで提案してください。

¹¹ 活動2-3について、MSMEsカウンセラー養成研修の想定は次頁の表のとおり。効果的な研修の内容と実施方法についてプロポーザルで提案してください。

	在職中のMSMEsカウンセラー
参加者数	50～100名
開催期間	5-10日/受講者あたり
実施場所	アディスアベバ市内 (TICAD産業人材育成センターの活用を想定)
実施形態	座学と企業実習 対面研修を基本とするがオンライン研修を組み合わせることも想定する

目的	MSMEsカウンセラー養成研修
実施回数	3回（バッチ制）
対象者	OSSC及びサブシティ産業開発局のBDS担当職員
参加者数	約300名
開催期間	5～8日/受講者あたり
実施場所	アディスアベバ市内 (TICAD産業人材育成センターの活用を想定)
実施形態	座学と企業実習 対面研修を基本とするがオンライン研修を組み合わせることも想定する

③ 成果3に関わる活動

活動3-1：MoLSとMoIがアディスアベバ市以外の地域におけるBDS提供状況を調査する。

活動3-2：活動3-1の結果に基づき、MoLSとMoIがBDS提供モデルの全国展開計画を策定する。

活動3-3：MoLSとMoIがBDS提供モデルの広域展開パッケージを開発する。

活動3-4：MoLSとMoIがBDS提供モデルの継続的实施と広域展開のためのツールを開発する¹²。

活動3-5：MoLSとMoIがBDS提供の効果を高め、企業の成長と雇用創出を加速するため、他プロジェクトとの連携を形成する。

¹² 活動3-3・4について、エチオピア側関係者によるアディスアベバ市外でのBDSモデル普及に効果的と思われる活動やツールを、実現可能と思われる範囲でプロポーザルにて提案してください。ただし、第3条2. (1)のとおり、安全管理等の観点から、本プロジェクトではアディスアベバ市外での活動は実施しないことに留意してください。

（２）本邦研修・招へい

☒ 本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

（３）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

ただし、活動2-4・5におけるBDS提供対象者として、女性事業者の目標比率をC/P及び関係者との協議の上設定する。対象の女性事業者にBDSを提供した後は、フォローアップ調査等を通じて効果を検証することを想定。

第5条 報告書等

1. 報告書等

☒ 本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	1部

ワーク・プラン	契約締結後1カ月以内	英語	電子データ	1部
モニタリングシート	2026年6月末 2026年12月末 2027年6月末 2027年12月末 2028年6月末	英語	電子データ	1部
業務進捗報告書	2027年4月末	日本語	電子データ	1部
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	4部
			CD-R	2部
事業完了報告書	契約履行期限末日	英語	製本	14部
			CD-R	2部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画

⑨ 先方実施機関便宜供与事項

⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）

② 活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）

③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）

④ プロジェクト目標の達成度

⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

（ア）PDM（最新版、変遷経緯）

（イ）業務フローチャート

（ウ）WBS 等業務の進捗が確認できる資料

（エ）人員計画（最終版）

（オ）研修員受入れ実績（実施した場合）

（カ）遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）

（キ）供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）

（ク）合同調整委員会議事録等

（ケ）その他活動実績

(5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

(1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

(2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項

(3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）

(4) 活動に関する写真

第6条 再委託

- ☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	ベースライン調査・エンドライン調査	データ収集・分析（活動1-1及び活動2-5） 各調査それぞれローカルコンサルタント1名傭上×75日程度の業務量を想定。	各1回計2回	上限額

第7条 機材調達

- ☒ 本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名（国名）

国 名： エチオピア連邦民主共和国（エチオピア）

案件名： 持続的なBDS強化プロジェクト

Sustainable BDS Enhancement Project

2. 事業の背景と必要性

当該国における民間セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

エチオピアは、経済インフラや人的資源開発等への大規模公共投資により2004～2018年の間に年率平均約10%の目覚ましい経済成長を遂げ、2019年以降はCOVID-19やティグライ紛争等の要因により停滞したものの、依然として年率平均6～7%の高成長を維持している¹³。その一方で同国では失業率増加や格差拡大等の課題が指摘されている。同国政府は10か年開発計画「Ten Years Perspective Development Plan: A Path Way to Prosperity（2021～2030年）」において年率平均10%の経済成長、貧困率削減（19→7%）、都市部の失業率削減（18.7→9%）等を目指し掲げ、その達成のため製品・サービスの質向上による国内産業振興¹⁴、輸入代替及び輸出促進による国際競争力向上等を挙げている。

同国内で運営する零細中小企業（Micro, Small and Medium Enterprises。以下、「MSMEs」）数は約200万社（2022年）とされている¹⁵。農業からサービス業や製造業への労働人口の移行が進む中、同国経済を支えるMSMEsは雇用機会の重要な供給源となっており、上記10か年開発計画の目標達成においても、事業登録制度の改善等によるビジネス環境整備や産業人材育成、経営支援するビジネス開発サービス（Business Development Service。以下、「BDS」）¹⁶の充実等、MSMEsの成長のための対策が重要である。同国政府は2024年4月に「零細中小企業開発政策」を制定し、民間セクターの参画促進によるBDSの質とアクセスの向上を政策方針の一つとして位置づけている。現状では、同国のBDSは主に地方自治体の労働技能局がworeda¹⁷に設置したワンストップ・サービスセンター（One Stop Service Center。以下、「OSSC」）やサブシティの産業開発局が行政サービスとしてMSMEsに提供しているが、民間セクターと協力しサービスの質・アクセス向上が求められている。

JICAは円借款「女性起業家支援事業（Women Entrepreneurship Development Programme。以下、「WEDP」）」の附帯技術協力プロジェクト「企業の成長を目的としたビジネス・ディベロップメント・サービス強化プロジェクト（2018年10月～2023年3月）」（以下、「先行事業」）において、労働技能省（Ministry of Labor and Skills。以下、「MoLS」）、工業省（Ministry of Industry。以下、「MoI」）、アディスアベ

¹³ World Bank. (n.d.). The World Bank in Ethiopia.

¹⁴ 経済セクターの重点産業は、農業、製造業、鉱業、及び観光。

¹⁵ United Nations Development Programme. (2022). UNDP partners with National Bank of Ethiopia to set up an Innovative Finance Lab for MSMEs.

¹⁶ 企業の成長を促進するためのサービスの総称。企業向けの経営コンサルティング（助言、診断）、従業員への技術トレーニング、マーケティング支援、情報提供等が含まれる。

¹⁷ エチオピアの行政単位。アディスアベバ市には、12のサブシティがあり、その下の行政区画をworedaと呼ぶ。

バ市を実施機関として、BDS提供モデル¹⁸開発とBDS提供機関（Business Development Services Providers。以下、「BDSPs」）によるネットワーク構築及びMSMEsへのBDS提供を支援した。先行事業では、MSMEsカウンセラー¹⁹160名、MSMEsコンサルタント²⁰55名、カウンセラーを育成するマスタートレーナー52名が養成された。さらに、252社のMSMEsがBDS提供モデルに基づくサービスを受け、うち73%の企業が業績を向上させた。こうした成果を踏まえ、同国政府はBDS提供モデルに基づくサービスの拡大、及び持続的なサービス提供体制確立のため、我が国に対し本事業を要請した。

（１） 当該国に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国は「対エチオピア連邦民主共和国国別開発協力方針」（2017年4月）において「質の高い経済成長促進支援」を基本方針とし、重点分野の一つに「産業振興」を掲げ、協力プログラム「産業振興プログラム」において、中小企業や小規模・零細な起業家に対する金融へのアクセスと経営能力強化支援体制などの制度インフラ強化を支援する方針であり、本事業は同方針に合致する。

また本事業は、JICAのグローバルアジェンダ（課題別事業戦略）「民間セクター開発」における「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」クラスター事業戦略の推進に貢献する。さらに、持続可能な開発目標（SDGs）の目標8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」及び目標9「強靱なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」の達成に貢献する。

（２） 他の援助機関の対応

世界銀行は、「女性起業家支援事業（WEDP）（2017～2024年）」においてJICAとの協調融資により女性起業家を対象に全国20都市において融資紹介と先行事業で開発したBDS提供モデルを取り入れた技術支援を実施した。

Mastercard財団は、「Sustainable Employment through Entrepreneurship and Enterprise Development: SEED（2023～2028年）」において若年層の起業促進と雇用創出のため製造業、アグロビジネス、農産品加工を対象分野として職業・技術教育訓練（technical and vocational education and training。以下、「TVET」）機関の能力強化や金融アクセス向上等を支援している。

ドイツ国際協力公社（Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit。以下、「GIZ」）は、「Private Sector Development in Ethiopia: PSD-E（2020～2024年）」においてBDSPsの能力強化を支援し、BDSコンサルタントの国際認証の取得支援、BDSポータルの開発、パウチャーシステム導入、BDSPs協会の設立等を支援した。

3. 事業概要

¹⁸ BDS提供モデルとは、零細中小企業の抱える様々な課題解決に資するBDSを複数のBDSPsが連携して提供する包括的な支援システムである。MSMEsカウンセラー、MSMEsコンサルタント、BDSPsネットワークにより構成される。

¹⁹ MSMEsカウンセラーは、サブシティ、woredaに配置され、地域のMSMEsの相談窓口となって企業へ簡易なBDSを提供する。企業から経営に関する支援相談を受け、企業へ簡易診断と基本的なビジネスアドバイスを提供し、企業の課題の解決に必要なBDSを特定して、MSMEsコンサルタントを含む適切なBDSPsに対して企業への支援を依頼する。

²⁰ MSMEsコンサルタントは、企業に対してより高度な経営診断や助言、コンサルティング等を提供する技能を有する。MSMEsカウンセラーからの要請を受けて企業へBDSを提供する。

(1) 事業目的

本事業は、アディスアベバ市において、BDS提供モデルの改善と実施体制の強化、同モデルに基づくBDS提供の継続的な実施と広域展開のための支援策の開発を行うことにより、アディスアベバ市において質の高いBDSの提供を図り、もってエチオピア国内における質の高いBDSの提供に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名：アディスアベバ市

なお、本事業の活動地域に、外務省海外安全情報において危険情報がレベル2以上の地域、またはJICA安全対策措置が安全管理部長承認及び渡航禁止の地域は含まれない。

研修参加者をアディスアベバに呼び寄せる場合、安全管理部長承認以下の地域からとし、それ以外から呼び寄せる場合、安全管理は先方責任として合意する。

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

1) 直接受益者：

- ・ 労働技能省（Ministry of Labor and Skills: MoLS）
- ・ 工業省（Ministry of Industry: MoI）
- ・ エチオピア企業開発庁（Ethiopia Enterprise Development: EED）
- ・ 起業家開発庁（Entrepreneurship Development Institute: EDI）
- ・ アディスアベバ市産業開発局、労働・技能開発局、サブシティ及びworedaのOSSC

2) 最終受益者：対象地域の零細中小企業

(4) 総事業費（日本側）：約2.5億円

(5) 事業実施期間：2025年10月～2028年9月を予定（計36カ月）

(6) 事業実施体制

労働技能省（MoLS）及び工業省（MoI）をカウンターパートとして実施する。
アディスアベバ市労働技能局のOne Stop Service Center（OSSC）及びサブシティの産業開発局においてMSMEsカウンセラーを育成し、BDS提供体制を構築する。
MoLSとEDI、MoIとEED及びアディスアベバ市労働技能局と産業開発局はMSMEsカウンセラーによるBDS支援体制の構築を支援する。

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約42P/M）：

- ・ 総括／BDS提供モデル開発
- ・ BDS提供モデル広域展開
- ・ MSMEsカウンセラー養成
- ・ BDS実施促進
- ・ BDSツール開発

② プロジェクト活動経費

2) エチオピア側

① カウンターパートの配置

② 事業実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

（８） 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

１）我が国の援助活動

技術協力プロジェクト「企業競争力強化のための包括的支援体制構築プロジェクト（2021～2026年）」では、カイゼン・エクセレンス・センター（Kaizen Excellence Center）を実施機関として、製造業の生産性向上及び経営改善を指導するカイゼンコンサルタントを育成した。今後、同センターに「カイゼン広域普及」専門家を派遣予定である。同センターは先行事業においてもカイゼン提供モデルのBDSPsネットワークの構成要員であり、本事業でもMSMEsへのBDS提供機関として連携予定。

技術協力プロジェクト「全国工業運動の実施を通じた製造業競争力強化プロジェクト（2024～2028年）」では、先行事業においてBDSPsネットワークを構成したMoI傘下の研究開発センターへの支援を実施する予定であり、本事業のBDS提供モデル強化への貢献が期待できる。

２）他の開発協力機関等の活動

世界銀行の「女性起業家支援事業（WEDP）（2017～2024年）」は、先行事業において密接な連携関係にあり、MSMEsカウンセラー制度を全国20都市へ展開して女性事業者に対するBDSを提供した。本事業においても連携し、MSMEsカウンセラーの育成と能力強化及び地域的な展開を図る予定。

Mastercard財団の「Sustainable Employment through Entrepreneurship and Enterprise Development: SEED（2023～2028年）」は、同プロジェクトが能力強化支援するTVET機関が本事業のBDSPsネットワークに参加することによって連携することが考えられる。また、同プロジェクトの支援対象企業に対して本事業のMSMEsカウンセラーがBDSを提供する連携も考えられる。

GIZの「Private Sector Development in Ethiopia: PSD-E（2020～2024年）」は、民間コンサルタントによる「Ethiopian Business Advisory Service Providers Association: EBASPA」の設立を支援した。本事業で育成するMSMEsカウンセラーの受益企業が有償のコンサルティングを必要とする場合に、同組織がBDS提供機関として連携することが考えられる。

（９） 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

１）環境社会配慮

①カテゴリ分類 C

②カテゴリ分類の根拠 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

２）横断的事項：

全国的な平和と安定への貢献を念頭に、BDS提供モデルの広域展開のための支援に当たっては、北部地域をはじめとする紛争影響地域の復興や、難民・避難民受入地域の経済開発のニーズに配慮し、紛争影響者や難民・避難民等に裨益し、かつ、かかる人々が活用可能な方策を検討する。

３）ジェンダー分類：

【対象外】（GI）ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

<分類理由>

調査にて社会・ジェンダー分析がされたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組の設定に至らなかったため。ただし、WEDPとの連携に

よる取組を行い、活動2-4・5のBDS提供対象として、女性事業者の目標比率を設定の上、フォローアップ調査を通じて効果を検証する予定。

(10) その他特記事項
特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：
質の高いBDSがエチオピア国内に拡大する。

指標及び目標値：

指標1：国内のXX%以上の地域で、行政によるMSMEsカウンセラーの育成、認定及びMSMEsへのサービス提供が実施されることにより、MSMEsカウンセラー制度が導入される。

指標2：年間XX社以上のMSMEsがMSMEsカウンセラーからBDSを受ける。

指標3：MSMEsカウンセラーからBDSを受けた企業のうち、XX%以上がサービスに満足する。

(2) プロジェクト目標：
BDS提供モデルが強化され、対象地域において質の高いBDSが提供される。

指標及び目標値：

指標1：MSMEsカウンセラーからBDSを受けた企業のうち、XX%以上がサービスに満足する。

指標2：MSMEsカウンセラーからBDSを受けた企業のうち、XX%以上が正の事業効果を得る。

(3) 成果：
成果1：BDS提供モデルが改良され、実施体制が強化される。
成果2：BDS提供モデルがアディスアベバ市全域に拡大する。
成果3：BDS提供モデルの継続的实施と広域展開のための支援策が開発される。

(4) 主な活動：
活動1-1：MoLSとMoIがアディスアベバ市の先行事業パイロット地域及び他の地域におけるMSMEsカウンセラー及びBDS提供の状況を調査・分析する。
活動1-2：MoLSとMoIが継続的に運用可能なMSMEsカウンセラー制度の計画を策定する。
活動1-3：MoLSとMoIがMSMEsコンサルタント制度の改良計画を策定する。
活動1-4：MoLSとMoIがBDSPsネットワークの改良計画を策定する。
活動1-5：MoLSとMoIがMSMEsカウンセラー用ツールを改良・開発する（QDT、BDSPsディレクトリ、金融機関ディレクトリ等）。
活動1-6：活動1-1～1-5の結果に基づき、MoLSとMoIがBDS提供モデルを改良する。
活動1-7：MoLSとMoIがアディスアベバ市と連携し、改良されたBDS提供モデルの実施体制を強化する。

活動2-1：活動1-1に基づき、MoLSとMoIがアディスアベバ市と連携し、BDS提供モデル

をアディスアベバ市全域へ拡大する計画を策定する。

活動2-2：MoLSとMoIがアディスアベバ市と連携し、前フェーズで育成されたMSMEsカウンセラー向けマスタートレーナーを任命し、リフレッシュ研修を実施する。

活動2-3：MoLSとMoIがアディスアベバ市と連携し、OSSC及びサブシティのBDS提供担当職員に対してMSMEsカウンセラー研修を実施し、参加者の評価と認定書の発行を行う。

活動2-4：MoLSとMoIがアディスアベバ市と連携し、認定を受けたMSMEsカウンセラーによるMSMEs向けBDS提供を支援する。

活動2-5：MoLSとMoIがアディスアベバ市と連携し、MSMEsカウンセラーによるBDS提供のモニタリングとデータ収集を行う。

活動2-6：活動2-5に基づき、MoLSとMoIがアディスアベバ市と連携し、次年度のBDS提供の年間活動計画を作成する。

活動3-1：MoLSとMoIがアディスアベバ市以外の地域におけるBDS提供状況を調査する。

活動3-2：活動3-1の結果に基づき、MoLSとMoIがBDS提供モデルの全国展開計画を策定する。

活動3-3：MoLSとMoIがBDS提供モデルの広域展開パッケージを開発する。

活動3-4：MoLSとMoIがBDS提供モデルの継続的实施と広域展開のためのツールを開発する。

活動3-5：MoLSとMoIがBDS提供の効果を高め、企業の成長と雇用創出を加速するため、他プロジェクトとの連携を形成する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

MoLS及びMoIによってプロジェクト活動を実施するために必要な予算と人員が配分される。

カウンターパート及びMSMEsカウンセラーの離職を防ぐための努力がMoLS及びMoIによって実施されている。

(2) 外部条件

エチオピアの政治経済情勢が安定している。

エチオピア政府のMSMEsへのBDS提供に関する政策が大きく変化しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

エチオピア国「企業の成長を目的としたBDS強化プロジェクト（2018～2023年）」では、パイロット地域のOSSC（6か所）及びサブシティ事務所（3事務所）を中心に160名のMSMEsカウンセラーを育成した。しかしながら、同事業の協力期間中の省庁再編、協力終了後の人事異動や転職等により、MSMEsカウンセラーの離職が発生するため、経常的に後任者を育成する必要があることが確認された。本事業においては、カウンセラーの育成制度の簡素化や認証制度の資格付与を柔軟にすること等によって、BDS提供にモデルを継続的に運用できる仕組みを検討する。

7. 評価結果

本事業は、エチオピアの開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針に合致し、質の高いBDS提供の拡大を通じて産業育成、人材育成、雇用創出等に資するもの

であり、SGDsゴール8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」及びゴール9「強靱なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始6カ月以内 ベースライン調査

事業完了3年後 事後評価

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

（５）他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（６）根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、

C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：零細中小企業振興及びビジネス開発サービスの提供に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

＊ 1) 及び 2) を併せた記載分量は、16 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：エチオピア国及び全途上国

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

業務は2025年12月上旬～2028年12月上旬にかけて実施する。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1）業務量の目途

約42.60人月

2）渡航回数を目途 延べ40回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ベースライン調査
- エンドライン調査

（4）配付資料／公開資料等

1）配付資料

- エチオピア国「持続的な BDS 強化プロジェクト」詳細計画策定調査報告書
- エチオピア国「持続的な BDS 強化プロジェクト」討議議事録（Record of Discussion : R/D）

2）公開資料

- エチオピア国「企業の成長を目的としたビジネス・ディベロップメント・サービス強化プロジェクト」事業完了報告書（和文）
https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12371928_01.pdf
- エチオピア国「企業の成長を目的としたビジネス・ディベロップメント・サービス強化プロジェクト」事業完了報告書（英文）
https://openjicareport.jica.go.jp/280/280/280_406_12371936.html

（5）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（日本語⇄英語）	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場

合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

250,266,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ **本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について（該当する□にチェック）

■ 本案件は定額計上はありません。

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

2) 上記 1) に記載がない国については以下のレートを使用してください。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	(一)	(8)
ア) 類似業務等の経験	一	4
イ) 業務主任者等としての経験	一	2
ウ) 語学力	一	1
エ) その他学位、資格等	一	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)